

# 平成 17 年度第 5 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 18 年 3 月 29 日 (水) 10:30 ~ 12:00

場 所 愛媛県女性総合センター 3 階 研修室

出席委員 16 名 (敬称略)

会 長	田 中 千カ子	えひめ女性財団理事長、松山東雲短期大学教授
副会長	下 田 正	聖カタリナ大学教授 (社会福祉学部長)
委 員	相 原 和 江	愛媛県建設業協会女性部会部会長
委 員	今 井 誠 一	公募委員
委 員	岡 平 知 子	今治コミュニティ放送専務取締役局長
委 員	小山田 敬 子	えひめ生活センター友の会会長
委 員	甲 斐 朋 香	松山大学法学部講師
委 員	加 藤 忠	愛媛県医師会事務局長
委 員	亀 岡 マリ子	愛媛県小中学校長会副会長
委 員	新 開 千富美	愛媛県商工会議所女性連合会理事
委 員	杉 田 由美子	愛媛労働局雇用均等室長
委 員	谷 茂 男	愛媛新聞社報道局長
委 員	野 田 文 子	内子フレッシュパークからり取締役
委 員	宮 崎 佐恵子	愛媛県漁協女性部連合会会長
委 員	山 下 敦 子	公募委員
委 員	山 田 由 美	愛媛県 P T A 連合会副会長

## 1 開 会

司会 ただいまから、第 5 回愛媛県男女共同参画会議を開会いたします。

## 2 副知事あいさつ

司会 初めに、吉野内副知事からごあいさつ申し上げます。

吉野内副知事 おはようございます。今日は年度末のお忙しいところを、皆様方にはご参集いただきありがとうございました。皆様方には、この 1 年間、県が進めております「愛媛県男女共同参画計画パートナーシップえひめ 2 1」の中間見直しにつきまして、いろい

ろのご意見、ご提言を賜ってまいりました。

本日の会議は、最後の取りまとめの会議でございますが、幅広いご審議を賜りたいと存じます。

ご案内のとおり、県におきましては、非常な財政危機に陥っております。そういった中でもどうしてもやらなければならないところ、一方では少しレベルを落としても良いのではなかろうかというふうなところもございます。行政におきましてメリハリをつけていなくてはならない事態になっており、私どもといたしましては、「集中と選択」によりまして、限られた行財政資源を積極的に重点的に活用していかなければならないと考えております。

そのような中で、県の長期計画も策定から5年が経過しました。現在、今後の5年間に向けた計画の見直しをしておるところでございます。その中でも、優先施策を重点的にやっていくということにしております。この優先施策の中に「男女共同参画社会の実現」が入っております。私どももこの施策は重点的に取り組んでまいりたい、このように考えておりますので皆様方のお力添えを得て頑張りたいと思っております。

なお、新聞等でご承知のことと思えますけれども、県におきましては、このたび、初めて部長職に女性を登用いたしました。実力ある女性に部長になっていただきましたが、皆様方におかれましては、側面的にご支援を賜ればありがたいと存じております。

最後になりましたが、この会議につきましては、皆様方の任期は本年度末で満了いたしますが、これまで頂きました力強いご支援に対しまして、心からお礼を申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。今後ともよろしく願い申し上げます。

### 3 会長あいさつ

司会 次に、田中会長からごあいさつをお願いいたします。

田中会長 皆様おはようございます。副知事のごあいさつにございましたように、本当に年度末の押し迫ったお忙しい中をご参会いただきまして、ありがとうございました。

本年度の男女共同参画会議でございますが、県男女共同参画計画の計画期間の中間年に当たるといふこと、また国の基本計画の改定があるということから、知事の諮問を受けまして、これまで4回の会議で皆様方にご検討を賜ってまいりました。

前回の会議で中間案をまとめまして、その後パブリック・コメントを行ったところ、お一人の方が2件の意見を寄せてくださいました。どうも国の基本計画が発表された年末から、世の中が何か落ち着いたような感じがいたしております。

本日は、最終的に皆様からご指摘いただいた点を中心にいたしまして、事務局のほうから報告を受けて、答申案をまとめたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

司会 続きまして、会議を傍聴される皆様をお願い申し上げます。傍聴人は、審議の円滑な進行を妨げることのないよう、静粛に傍聴いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、副知事は公務のため、ここで退席させていただきます。

〔吉野内副知事退席〕

司会 それでは、議事に入る前に確認等をお願いいたします。

まず、出席者でございますが、本日は赤澤委員、池松委員、佐伯委員、戸澤委員、中道委員の5名の方の日程が整わずご欠席というご連絡をいただいておりますので、合計16名の委員の皆様でご審議いただきます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料1は、愛媛県男女共同参画計画の一部変更（案）でございます。資料2は、愛媛県男女共同参画計画の一部変更（案）〔新旧対照表〕です。

そのほかに、えひめの男女共同参画 平成17年度年次報告書、愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画。そして、DV防止啓発用シール。また、来年度開催いたします第11回男女共同参画社会づくり推進県民大会の開催要領。それから冊子でございますが、フィーリングオブえひめをお配りしております。

資料の不足等がございましたら、お申し出ください。

では、会議の進行を会長をお願いしたいと思います。田中会長さん、よろしくお願いいたします。

#### 4 議 事

田中会長 ありがとうございます。では、資料2を中心に、推進体制までまとめて事務局のほうから報告をお願いします。

事務局 それでは、資料1と資料2によりまして、愛媛県男女共同参画計画の一部変更（案）について説明いたします。

資料1が答申（案）ですが、資料2の新旧対照表をご覧いただきながら、現行計画との変更部分や、第4回会議でのご意見を踏まえた変更箇所を中心に、説明いたします。

まず、2月の第4回会議におきまして、中間案をご了解いただきましたので、2月13日から3月3日にかけて、パブリック・コメントを行いました。先ほど会長のお話にもございましたように、寄せられた意見は2件ございまして、後ほど該当の箇所でご紹介いたしますが、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについてのご意見と、この参画計画が活かされることを願うというご意見でございました。

それでは、資料2をご覧ください。

〔資料2 説明〕

田中会長 ありがとうございます。皆様からご指摘をいただいた点を中心に報告いただきました。では、ご質問、ご意見はございますか。

はい。杉田委員さん、お願いいたします。

杉田委員 前回欠席しておりますので、この段階で申し上げるのも恐縮ですが、58 ページの一番下のところ、施策の方向 積極的改善措置の導入促進です。ここは途中まではポジティブ・アクションというカタカナ表記でしたので、私はそのまま考えておりました。このポジティブ・アクションの取り扱い方については、この計画全体で「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」という扱いをしたので、ここも一緒にこの表現になったのだらうと思います。ただ、この部分に関しては、均等法の関係ではポジティブ・アクションという言葉のままで取り組んでいる部分で、その場合には積極的改善措置という表現はしておりませんので、ちょっと違和感があります。県の計画として、他の項目との表現を揃えるという意味でこのような表記になっていることも理解できますが、中身がこのことだけであれば、積極的改善措置を抜かしてポジティブ・アクションだけにするのは不可能でしょうか。

田中会長 はい。事務局のほう、その点につきましてはいかがでしょうか。齟齬が起きるか起きないかということでございますが、もしこの場で結論がということであれば、またお任せいただきたいと思います。

事務局 ポジティブ・アクションという言葉については、国の計画において積極的改善措置（ポジティブ・アクション）という表現になりましたので、同様の表現にしております。杉田委員 国の計画でも、いわゆる雇用の分野における部分については、企業における女性の能力発揮のための積極的取り組み（ポジティブ・アクション）という書き方になっております。雇用の場で言うときや国の啓発といったところではポジティブ・アクションだけで使っているものですから、そのまま載せていただいたほうが受け取る側もスムーズではないかという気がいたしますので、お考えいただければと思います。よろしく申し上げます。

田中会長 事務局の説明では、国の表記に合わせたというご説明でしたけれども、労働の場ではカタカナのまま使っているのではというご意見でした。はい、ありがとうございます。それぞれのお仕事の内容、ご専門によって気になるところが違ってくるかと思えますけれども、別の視点からご意見がございましたらお願いいたします。

はい。また後でお気づきになりましたらご意見をいただくといいたしまして、数値目標のほうに移っていきたいと思います。事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

資料の 74 ページをご覧ください。

〔資料2 説明〕

以上でございます。

田中会長 ありがとうございます。数値指標の説明をいただきましたが、この部分につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

項目によっては、数値が引き下げられたものがございます。

甲斐委員 77 ページ、下から 3 番目の項目です。こちらの項目ですが、10%を 5%に引き下げたことについて、関係団体の方のお立場から見て、どんな風を感じておられるのかなと。現場のご意見を伺いたいと思うのですが。

田中会長 その前に、事務局からもう少し詳しく説明していただきましょうか。

事務局 はい。農林漁業関係の組合の役員への女性の登用というのは非常に難しいところがございます。農林水産部において、この分野の基になる「農林漁業女性ビジョン」を策定しております。そちらで、ビジョンについての検討がなされた後、その結果が男女共同参画計画の数値指標に反映されているところです。

まず、森林組合についてですが、現状としてはいろいろ取り組んだけれども、5年前からゼロという数字が続いていると。そういった中で5年後 10%という数値は非常に困難と考えられるので、この計画後半の5年間で5%を目指したいということでありまして。当初は、22年度の目標は10%だったのですが、17年度目標の5%をそのまま据え置きにして、22年度の目標値にしたかどうかという議論がされたようでございます。

次に漁業組合につきましても、現在役員数が2人、登用率 0.2%ということから、森林組合と同様に、10%の達成というのは非常に困難な状況にあるので、当初の17年度目標であった5%を引き続き22年度の目標にしたいという議論があったようです。

田中会長 ありがとうございます。現状から見て、いくら数値指標とはいえ、非現実的であるから、これならばできるかなという数値を置いたということではございますが、この数値指標につきまして、関係される委員さんは、どのような感想をお持ちだろうかというのが甲斐委員さんからのご質問でした。どなたかお答えくださいますか。

宮崎委員 私、漁協に関係しておりますが、今、事務局の説明にもありましたが、各漁協において役員になるのが困難だということは私たちも深く承知しているところですが、この数値目標に近づけるよう頑張っていかなければいけない。でもやはり、計画の後半5年間で10%を達成するのは現実的に無理だと思うんです。

田中会長 こういうことが組合のお話し合いの中で話題になるということはあるですか。

そのことについて、ちょっとお話しただけですか。

宮崎委員 組合長が集まる会合に出席させていただいて、その旨お話をさせていただいています。でも、漁協の場合は、正組合員は一家に一人というふうに男性が優勢です。女性には、まず正組合員になっていただくことを先にお願ひして、そして正組合員として頑張らせていただいていることを組合長さんに認めていただいでから役員になるというふうに、それぞれの段階で頑張っています。まずは、正組合員になることから。愛媛県下の正組合

員数は数字が出ていませんが、その正組合員も各家庭で1人というふうに制約されていますので、なかなか女性が出る場がないということでしょうか。

田中会長 伝統的にということですね。

宮崎委員 はい、そうなんです。ですから、役員として認めていただくには、まず女性の正組合員を増やすところから始める必要があると思います。

田中会長 だから、5%でも随分高い数字だということですね。

宮崎委員 そうです。

田中会長 甲斐委員さん、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。宮崎委員さんが現場のお立場からお話をしてくださいました。野田委員さんはいかがでしょう。

野田委員 今の私たちの立場は、生産組合の役職なのですが、農業の立場から考えますと、森林組合も労働が伴ってくるんですね。

だから、ただ帳面の上とか、データの整理とか、鉛筆を持ってする仕事ならば、女性でも平等にできるけれど、労働を、体を張って一緒にやっついていけない部分については、やっぱり平等とは言えない。労働力を必要としますから、やはりそのところは森林組合とか農協というところは、そう簡単にはいかないのではないかという気がしますね。

田中会長 恐らくそういう背景があつての。

野田委員 はい、そうだと思います。やっぱり労働配分によってこらあたりが決められているんじゃないかなあとと思いますね。

田中会長 ありがとうございます。将来に渡ってはまた違って来るかもしれませんが、現在の状況の中をしっかりと進んでいくということだと思います。

ほかにございますでしょうか。新開委員さん。

新開委員 76ページ、高齢者のところです。特別養護老人ホームの定員数とか、老人保健施設の定員数がこれから増えないということは、これからの方針が家庭介護、在宅介護が主になってくるってということですね。

田中会長 そうですね、在宅・地域ということですね。

新開委員 はい。在宅が主流で、いわゆる施設入所は人数的にも増えないという。

田中会長 下田委員さんもお専門でいらっしゃるのですが、例えば特別養護老人ホームであれば、手厚い介護が必要な方に入っていていただいて、そうでない方は在宅で、あるいは地域でという方向が今打ち出されております。ついては施設の数や入所者の数はできるだけ少なくしていこうということです。だから、家庭で看なさいよというよりは、自立して、いつまでも地域の中で生活していけるように、介護が必要になるのを予防しましょうというようなサービスも導入しながら、ということなのですが、今そういう方向にございます。

この数値が伸びていないということについて、下田委員さん、補足していただけますか。

下田委員 つい先日も田中会長さんと同じ会に出ていて話題になったのですが、やはり、

家族で介護するのが非常に困難である、ということが現実にあるんですね。それならば施設でという話になるのですが、その中では、やっぱり施設が足りないというところで、グループホームというのが施設がわりに使われるような状況が出てきた。本来であれば、施設入所かなあという人たちがグループホームを利用している。そういう現状の中で、これを増やさないというのは、一方では考え方としては、地域密着型の小規模多機能などの新しいタイプのサービスを市町村単位で整備して、できるだけ重篤な状況に陥らないようにしていこうという、積極的な介護予防があります。在宅系のサービス（デイサービス、訪問介護、ショートステイ）を充実させることと、もう一つは、地域密着型のサービス（中学校区単位あたりで通いながら受ける新たなサービス）を充実させることによって、施設に入所しなきゃいけない人たちをできるだけ少なくしていこうという方向です。しかし現実にはやはり、そういうものが整備されてないという中で、行き先がなくてグループホームや有料老人ホームを含めて、そういったところに流れている。ですから、福祉が少し貧しいという現状が、やはりあるような気がします。どうしても家庭での負担は大きい。結局訪問介護などを受けていても、家庭はもう24時間365日ですから、夜もゆっくり休めない。だからヘルパーさんに1日2時間程度来てもらっても、その時間も一緒にお世話している場合もありますから、返ってかなりきついということはよく聞いているところです。そのような状況にある人たちを支えるようなサービスというのは、まだ不十分であろうというふうな認識であります。

田中会長 考え方としてはそういう方向にあるということですがけれども、それらは財源との関係でそうなっているわけで、現状を踏まえてということではないような気がいたします。その辺を心配なさっての新開委員さんのご質問だろうというふうに思います。今のお話で新開委員さん、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。はい、今井委員さん、どうぞお願いいたします。

今井委員 22年度の目標値として設定している数値の中には、推進していくための経費や予算枠がある程度しっかりしていなければ大変なものもあると思います。今のお話にも財源に関係したことが出てきましたが、それらも踏まえての数値かどうか確認したいのですが。

それともう一つは、副知事の冒頭のごあいさつにもありましたが、危機的な財政状況の下、この数値指標についても、優先とか重点的に行うものとか、そういう区分けを入れる必要があるかないか。この2点について、お伺いしたいと思います。

田中会長 今の2つのご質問についてはいかがですか。

事務局 予算措置の件でございますけども、この数値指標の右の欄に書いておりますように、基本的には各関連計画の中でそれぞれ検討された数値を、男女共同参画計画の数値指標にも掲載することとしております。これらについては、担当の各部局がそれぞれ予算措置していくわけですが、このような計画に盛り込むということは、重要であるといえます。

か、施策を推進していく姿勢でございます。ただ、この項目の中には、予算を伴うものと、例えば、審議会等への女性の登用のように、大きな予算を伴わなくてもできるものもございます。そういったことから、我々としましては、これらの関係する予算の状況については、お配りしておりますように年次報告書として、男女共同参画に関係する予算の状況を毎年まとめております。その中で、各部局の取り組みについても把握しながら進めることとしております。

それから、優先度の問題ですが、副知事のあいさつにもございましたように、あれもこれもという時代から、あれかこれかということで非常に厳しい予算状況でございます。そこで、毎年県全体で定められる予算編成の方針に基づいて各部局が予算措置をしていくわけですが、そういった中で予算の状況を見ながら、優先度についても毎年見直しがされております。これも先ほどの副知事のあいさつにもございましたように、県の長期計画〔後期実施計画（2006～2010）〕におきまして、男女共同参画社会の実現という施策は優先施策の一つに選定されておりますので、県として推進していかなければならないと考えております。

今井委員 わかりました。財政的には大変な状況であるけれども、優先的・重点的に取り組むということですね。

田中会長 姿勢として、進めていくということですね。

その場合に、優先を決めるのは誰かということですが、例えば、この審議会では是非このところは、いろんな事情はあるけれども、進めてほしいということと言えるのか言えないのか、その辺は事務局いかがですか。

事務局 この後期実施計画の優先施策というのは、県民アンケート等の調査や各種データに基づき、県庁全体の取り組みとして全庁的な議論を踏まえて選定したものです。しかし、この男女共同参画会議という審議会は、男女共同参画推進条例に基づく審議会でございます。男女共同参画の推進に関する政策や重要事項を審議すること、また、その施策の実施の状況について、必要に応じて調査し、知事に対して意見を述べることも当会議の役割になっておりますので、この会議におけるご意見は非常に重たいものだとして認識しております。

田中会長 ありがとうございます。中間見直しをこうしてまとめているわけですが、来年度には、さらにその中間見直し後の進捗状況をチェックするという機能もこの審議会に託されるものだと思っております。その中でチェックしながら、今井委員さんのご発言にありました優先度につきましても、当会議の要望といたしますか、考え方として言っていけるのではないかと考えております。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

杉田委員 申し上げにくいことではあるのですが、75 ページです。4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備の、2 番目にあるファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数なのですが、この設定自体が他のものとはちょっと違う性質であるということです。これ



は国が行っている表彰制度でして、表彰対象となるファミリー・フレンドリー企業を増やすことについては、確かに県にも私共と一緒に取り組んでいただいているところです。その結果として、表彰の対象となるような企業を増やすということは、もちろん考えられますから、考え方としておかしいということをおし上げるわけではないのですが、ただ、そういった表彰制度の表彰企業数を目標値にすることが適当なのかどうか、というところに疑問を感じております。この表彰制度につきましては、現在、大事な部分なので、これからも続いていくとは思いますが、今後どのような表彰制度になっていくかということもありますし、県が直接事業を実施されていることではないものですから、ここに並んでいることについて少し違和感があります。例えば、ご尽力いただくことで、その表彰の対象になる企業が増えていくと、その結果表彰されることは出てくるということはあると思います。しかし、平成 22 年度の目標値として表彰企業数を掲げるということについてどうなのかなというところがございます。例えば、ファミリー・フレンドリー企業としての取り組みを行っている企業の数、という取り方もできると思うのですが。

田中会長 表彰企業数ではなくて、取り組んでいる企業数ですね。事務局はいかがですか。  
事務局 これまで国の計画では数値指標は用いていなかったのですが、今回の国の基本計画の改定で、数値指標ということが設けられました。国の計画で設けられた数値指標のうち、県においても取り上げることができるものについては、基本的に積極的に取り入れていこうということで、関係の部局に協議いたしました。このファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数という項目は、国の計画の中では累計 700 企業にするという目標が設けられております。そこで、県でも国と一緒にやっていこうということで入れているところでございます。

杉田委員 県としていろいろな調査をされる中で、法律を上回る両立しやすい制度を取り入れている企業というのは、実際に数字として出すことができるものですので、ファミリー・フレンドリー企業としての取り組みを行っている企業、ということを目標とすることも良いのではないかと考えます。国の計画に出てくるのは当然ですけれども、同様に県の計画に出てくるのはどうなのかなという感じを受けます。例えば、表彰数の目標値が 10 だからといって 10 にするために直接関わるということではないわけですから。あくまでもその対象になるような企業を増やしていくという形の活動ということになってくると思うので、表彰数そのものを目標値とすることに少々違和感を感じるということです。

事務局 基本的には、県が直接実施する事業に関連した数値指標を設置するのが一番わかりやすいとは思いますが、県が直接でなくても、農協、漁協に働きかけるもの、市町に働きかけるもの、また国と共同して行うようなものと幅広く設定したほうが、進捗状況等もわかりやすいのではないかとということで掲載しております。

田中会長 ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

小山田委員 労働の場における男女平等の確保で、新しい項目として女性ネットワークの

数、と書かれていますね。平成 17 年度が 5 団体、そして平成 22 年度が 15 団体と大きく増える目標値がついていますが、この女性ネットワークというのは、どういうネットワークでしょうか。地産地消活動の中での女性の役割とか、子どもたちと一緒に食育活動などをしていく活動などやっていくようなネットワークのことでしょうか。

田中会長 この項目は、労働の場における男女平等の確保ということですが、事務局のほういかがですか。

事務局 これは農林水産部所管の農山漁村女性ビジョンの中で議論されたものです。詳しい資料を持ち合わせてないのですが、男女共同参画を推進するための、女性経営者や関係団体役員によるネットワークです。

小山田委員 わかりました。ありがとうございます。

田中会長 ほかにございませんでしょうか。項目だけを見たのではよくわからないということでもありませんでしょうか。

皆様からいろいろとご質問、ご意見をいただいたわけでございますけれども、中で労働に関して杉田委員さんから 2 つのご意見をいただきました。1 つはポジティブ・アクションの言葉の使い方について、もう 1 つは数値指標の項目についてでした。

ほかにご意見、ご感想でも結構です。皆さんからお聞かせいただきたいと思っておりますけれども、これまで意見をお述べになっていない委員さん方がいらっしゃいます。

谷委員 国の基本計画改定の段階で、ジェンダーの問題をめぐって、いわゆる「バックラッシュ」の動きがあったというような新聞報道があったようです。この資料 2、37 ページの見直し案で、例えば「社会的性別（ジェンダー）の視点について」という部分ですが、これは国計画に書かれてある通りの内容でしょうか。そうだとすれば、県の計画にことさらに加える必要もないかと思えます。何か言い訳めいて、後ろ向きという感じがします。計画全体としてはこの内容で概ねいいと思えますが、ひとつ気になる所ということで印象を述べました。

田中会長 ありがとうございます。加藤委員さん、いかがでございますか。

加藤委員 特にありませんが、これからますます財政難になってくると、そういった中で、一律にカットするとか、そういったことではなくて、やはり優先順位をつけてやっていかなければ、良い計画は立てても、果たしてそれに沿って推進していけるのかという心配があります。実行しなければ何にもなりませんから、数値目標は非常に結構なことなのですが、それに向かってなるべく金をかけずに、知恵を出してやっていただきたいと思います。

田中会長 そうですね、それが問われますね。まあこれまでの検討の過程の中でもそういうご意見がございました。計画は立てるけれども、実際にできるものなのかというご指摘もあったように思います。ありがとうございました。

今日、皆さんからいただいたご意見も含めまして、取りまとめたいと思っております。

それではよろしゅうございますか。ありがとうございました。

事務局 それでは、事務局から、お手元にお配りしております冊子等について、簡単にご説明をいたします。

まず、えひめの男女共同参画でございますが、これは本県の男女共同参画の推進状況等について毎年作成しているもので、平成 17 年度版の年次報告書です。

次に、愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画、いわゆる DV 防止の基本計画の冊子でございます。これは、県では配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のために、昨年 5 月に策定委員会を設置して検討してまいりましたが、先月計画を決定いたしましたので、その計画内容をお示ししております。

それから、その中に名刺大の DV 防止啓発用のシールを挟んでいます。これは、配偶者からの暴力に悩んでいる方などのために、配偶者暴力相談支援センターに指定している、婦人相談所と女性総合センターの 2 カ所の連絡先を記載したシールでございます。このシールは、公共施設、病院、スーパー、学校などの女子トイレの鏡周辺に張らせていただいて、DV に悩んでいる方に相談先をお知らせし、一人で悩まずに早く相談していただけるようにということで作成したものでございます。近日中に配付する予定ですが、病院や学校関係もでございますので、委員の皆様方にはご協力をお願いいたします。

それから次に、第 11 回男女共同参画社会づくり推進県民大会開催要領のチラシでございますが、毎年実施しております県民大会についてのお知らせでございます。今年度は 6 月 23 日（金）に県民文化会館のサブホールで、国の男女共同参画会議議員でいらっしゃいます住田裕子弁護士を講師にお迎えして開催の予定でございます。例年、参加者のほとんどが女性でございますが、今年は男性や若い方にも参加していただきたいと考えております。委員の皆様方には、周囲の方々へのお声かけなどについてお願いしたいと思っております。

最後に、フィーリングオブえひめという年 1 回発行の広報誌です。今回は、昨年の男女共同参画社会づくり推進県民大会にお越しいただいた鹿嶋敬先生の講演内容を中心にしております。以上でございます。

田中会長 ありがとうございました。

## 5 閉 会

司会 以上をもちまして、平成 17 年度第 5 回男女共同参画会議を終了いたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。